

建築士事務所開設者の皆さまへ

設計等の業務に 関する報告書 の提出はお済みですか？



毎事業年度終了後、
3か月以内に提出が必要です。



未提出の場合、
罰金や業務停止[※]の対象です。

※開設者が建築士の場合

●問合せ先
兵庫県県土整備部建築指導課（078-362-3608）

●提出先
（一社）兵庫県建築士事務所協会（078-351-6779）



兵庫県知事登録の建築士事務所の開設者の皆さまへ

設計等の業務に関する報告書の提出について

建築士事務所の開設者は、建築士法第23条の6の規定に基づき、事業年度ごとに、「設計等の業務に関する報告書」（以下「業務報告書」という。）を作成し、毎事業年度経過後3月以内に当該建築士事務所に係る登録をした都道府県知事に提出することが義務付けられています。

あなたが開設者である建築士事務所における業務報告書の提出状況を確認の上、未提出の場合は、早急に提出してください。

※ 業務実績がない場合でも、「業務実績なし」として報告が必要です。

※ 業務報告書を提出せず、又は虚偽の記載をして業務報告書を提出した者は、30万円以下の罰金の対象となるほか、開設者が建築士の場合は、業務停止等の懲戒処分の対象となります。

【業務報告書の主な記載内容】

- ① 建築士事務所の業務の実績の概要
- ② 所属建築士の氏名等
- ③ 所属建築士の当該事業年度における業務の実績

報告書の様式は協会HP
からダウンロードできます



【提出時期】



A 建築士事務所(個人)
(12月末決算)

事業年度期間

1月1日～12月31日



B 建築士事務所(法人)
(3月末決算)

事業年度期間

4月1日～3月31日



C 建築士事務所(法人)
(9月末決算)

事業年度期間

10月1日～9月30日

報告書提出時期：翌事業年度

1月1日～3月31日

報告書提出時期：翌事業年度

4月1日～6月30日

報告書提出時期：翌事業年度

10月1日～12月31日

※ 新規登録事務所の初回報告については、登録日から登録日の属する事業年度の終了日までの業務の実績等が報告対象となります。

【提出方法と必要書類】

提出方法	必要書類	提出先
電子申請	業務報告書（PDFデータ）	（一社）兵庫県建築士事務所協会HPに記載のアドレス
郵送	業務報告書（1部） ※控えが必要な方は、副本と 返信用封筒（切手貼付）を同封	（一社）兵庫県建築士事務所協会 ☎ 078-351-6779 神戸市中央区下山手通5-9-18 古河ビル4階
窓口	業務報告書（1部） ※控えが必要な方は、副本を持参	



兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課
神戸市中央区下山手通5-10-1 ☎ 078-362-3608

建築士事務所の業務の適正化について

建築紛争の増加・長期化等が問題となる中、建築士事務所の業務の適正化が強く求められています。

県では、一般社団法人兵庫県建築士事務所協会が建築士法の規定に基づき実施する「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」について、「建築士等を対象とする講習の指定に関する要綱」に基づき、建築士事務所の管理運営に必要な知識及び技能の維持向上を図る上で奨励すべき講習として指定しています。

建築士事務所の開設者におかれましては、同研修会の受講などにより、建築士法をはじめとする建築関係法令に関する知識の習得や情報の収集に努め、「設計等の業務に関する報告書」の提出義務の遵守など、建築士事務所の業務の適正化に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

【建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）（抜粋）】

（建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会）

第 27 条の 2 （略）

2～6 （略）

7 建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会は、建築士事務所の業務の適正化を図るための建築士事務所の開設者に対する建築士事務所の業務の運営に関する研修及び建築士事務所に属する建築士に対する設計等の業務に関する研修を実施しなければならない。

8 （略）

【開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会（（一社）兵庫県建築士事務所協会）の概要】

1 趣旨

常に変化する社会の要求に的確に応えられる建築士事務所の管理運営に必要な知識・技術の習得に資するよう、開設者と管理建築士を対象とした研修を実施する。

2 主な内容

① 建築士事務所の業務と展望、② これからの建築士事務所経営、③ 建築技術の新しい動向、④ トラブル対応とリスク管理、⑤ 兵庫県からの情報提供

3 問合せ先

一般社団法人兵庫県建築士事務所協会（建築士法に基づく指定事務所登録機関）
〒650-0011 神戸市中央区下山手通 5－9－18 古河ビル 4 階（TEL）078-351-6779

【建築士等を対象とする講習の指定に関する要綱（昭和 61 年 10 月 28 日施行兵庫県要綱）（抜粋）】

（指定）

第 3 条 知事は、建築士及び建築士事務所の開設者を対象とする講習であつて、建築物の設計及び工事監理並びに建築士事務所の管理運営に必要な知識及び技能の維持向上を図る上で奨励すべきものを、この要綱の定めるところにより指定することができる。

2～3 （略）



兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課
神戸市中央区下山手通 5-10-1 ☎ 078-362-3608

